

海外派遣における留意事項

部局等が実施する学生の海外派遣について、以下の事項をすべて遵守できる場合に限り、海外派遣を可能とします。

ただし、当分の間3か月以上の海外派遣を対象とします。

1. 大学間協定に基づく交換留学であること。※
2. 学生および保証人が渡航を強く希望していること。
3. 学生および保証人が渡航先における外務省の感染症危険情報レベル2以上の場合のリスクを理解しており、渡航に関する確認書を提出していること。
4. 出発までに、新型コロナウイルスワクチンの2回接種を完了していること。
5. 渡航中の疾病に対し十分な補償が受けられる保険に加入していること。
6. 渡航に必要なビザが発行される等、渡航が可能であること。
7. 事前に本学の海外渡航システム及び在留届に入力していること。
8. 渡航先の感染状況を把握し、入国に際しての条件、行動制限措置等について、対応が可能であること。
9. 原則として留学支援課が提供する渡航先の医療体制及び罹患の際の受診体制に関する情報に基づき、各部局長が派遣可能と判断できる渡航先であること。
10. 渡航先の受入機関が国外からの留学生の受入を許可しており、対面授業やオンライン授業等が提供されていること。
11. 渡航先の受入機関において、感染予防対策や感染した場合の支援体制が十分に整っていること。
12. 渡航後に帰国勧告が発出された場合などは、渡航先の受入機関や本学からの指示に従うこと。
13. 日本への帰国時の防疫措置、必要となる手続き等を常に把握すること。

※ 一般留学、休学中の海外勉強等、私費での留学については、交換留学の場合とは異なり、大学間協定に基づく協力体制がある受入先がないことから、引き続き渡航を伴う海外留学等を禁止する。ただし、部局が、上記1～13に定める条件と同等以上の条件を満たす環境があると判断する場合には、特段の事情があるとして、学生担当理事に相談すること。